

決 定 書

異議申出人 田中 裕史

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年5月8日付けで提起された、令和5年4月23日執行の中野区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、中野区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨

本件異議申出の趣旨は、本件選挙において、投票用紙（以下「票」という。）の再点検を求め、最下位当選人の当選を無効とするとの決定を求めるものである。

その理由として、申出人の主張を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙には申出人と同姓の候補、同名の候補及び申出人の姓と類似する候補が立候補していた。そのため、これらの候補者らの得票の中に申出人の得票が混入していた可能性があること。
- 2 無効票の中に申出人の得票が混入していた可能性があること。
- 3 按分と判断された票が申出人の得票となる可能性があること。
- 4 最下位当選人の得票の中に無効票が混入している可能性があること。
- 5 選挙立会人は、開票確認を急かされたことから、申出人の得票とされる票を見落とした可能性があり、選挙会場等の場で選挙立会人から異議がなかったからといって票の再点検を認めない理由にはならないこと。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議申出につきその要件を審査し、形式的要件を備えた適法なものとして認めたとしたのでこれを受理し、慎重かつ厳正に審理した。

- 1 申出人が当選の無効を主張している最下位当選人及び申出人の得票数は、令和5年4月24日開会の選挙会において、次のとおり決定している。

最下位当選人 1,585票 (当選)

申出人 1,584.585票 (落選)

- 2 申出人は、同姓若しくは同名候補等の得票又は無効投票の中に申出人の得票となるべき票が存在する可能性があること、最下位当選人の得票の中に無効となるべき票が存在する可能性があること、申出人と最下位当選人の得票差が0.415票であり、票の再点検によって当選人の変動もあり得ることを理由として、票の再点検を求めるとともに、最下位当選人の当選は無効であると主張する。

- 3 しかし、本件選挙の選挙会は、日時及び場所、開票事務を選挙会事務に併せて行うことの告示、選挙立会人の選任など公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づく手続が行われ、選任された10人の選挙立会人の立会をもって、適法に執行されたものである。

その選挙会では、投票用紙読取分類機による候補者別分類、職員を代えての内容点検2回、計数機での計数2回、結束票の内容点検を行っていること、按分対象となる投票は効力判定係で慎重に内容審査を行い、各候補者の有効投票数に応じて按分していること、疑義のある票は効力判定係で法や判例に基づき慎重に判断して有効投票又は無効投票としていること、すべての票を選挙立会人及び選挙長に回示していること、投票の効力の決定は選挙立会人の立会のもと選挙長が決定していること等、開票が法に基づき適法に執行され、申出人の主張する票の再点検によって選挙の結果に異動を及ぼすところはない。

- 4 選挙立会人が申出人の得票とされる票を見落としした可能性があるとして主張するが、本件選挙の選挙会に際して、申出人が届け出た者を含む10人の選挙立会人を選任し、令和5年4月22日に開催した選挙立会人打合会において、選挙立会人の役割や主な職務等について資料を配付して説明するとともに、選挙会当日の選挙立会人回示においても、選挙立会人からの質問に個別に説明するなどの対応を行い、開票は適法かつ公正に管理執行されたものである。

以上のとおり、当委員会は本件選挙の開票は適法に執行されており、選挙会の当選人決定に何ら違法はないことから、申出人の求める票の再点検をしても選挙の結果に異動を及ぼすところはないと判断する。

よって、当委員会は法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年6月1日

中野区選挙管理委員会
委員長 佐伯利昭

教 示

この決定に不服があるときは、決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。(法第206条第2項)